

子育て世帯への臨時特別給付（クーポン配布）に関するお知らせ

佐久穂町では、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の先行給付金として、12月23日に児童手当対象児童1人あたり5万円の給付を開始します。追加分となる5万円相当につきましては、「クーポンによる給付」とさせていただきたいと考えております。

理由としましては、国の閣議決定である「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の趣旨に鑑み、子育て支援と共に地域経済の活性化を考慮しました。現金給付とした場合は、貯蓄やインターネットショッピングなどに回る可能性が高く、経済対策として多くの事業者の皆様やそこで働く皆様への効果が薄いと考えました。

クーポンの運用は、以下のとおり行うことを予定しています。

- ① 町単独で上乗せを行い配布したいと考えています。上乗せ分は、20パーセント（1万円）を予定していますが、コロナウイルスの感染状況が悪化した場合には、更なる上乗せを考えてまいります。
- ② 国が定めた所得制限（年収960万円）以上の方につきましても、町単独分として支給いたします。
- ③ クーポンの形式は、現在町で販売している「がんばろう佐久穂応援チケット」の大型店・一般店用の区分を設けずに、広く町内をご利用いただく予定です。
- ④ クーポンの利用期間につきましては、6か月程度と考えていますが、今後の国からの指示により、期間の確保が出来ない場合は現金支給へと変更することを検討いたします。

国内の多くの自治体が現金給付へと変更している中ではありますが、クーポンが、町内経済の活性化の一助となることを期待しています。